



# 放射能対策推進町民会議だより

第37号 平成30年 6月 6日発行 会長：高橋 宣博

事務局：桑折町生活環境課 ☎024-582-2123

平成24年4月に、全町民が会員となって設立した町民会議も6年が経過しました。今まで、国や東京電力等への要望活動や各種講演会、東京電力㈱福島第一原子力発電所の視察研修など様々な活動を行ってきました。今回は、平成29年度実施いたしました事業を報告します。

今後も各種事業に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

## 平成29年度事業報告

月 日	内 容	場 所	参加者
平成29年 5月18日	第13回幹事会	役場第1会議室	幹事11名
5月24日	放射能対策推進町民会議だより第34号発行 ・第7回桑折町放射能対策推進町民会議を開催します ・東京電力から回答がありました		
6月8日	第7回桑折町放射能対策推進町民会議 ・平成28年度活動経過、平成29年度活動計画 ・福島県再生可能エネルギー推進センター 代表理事 鈴木精一氏講演 「持続可能なエネルギー社会をめざして」	イコーゼ！	町民 約120名
6月21日	放射能対策推進町民会議だより第35号発行 ・第7回町民会議を開催しました ・平成28年度桑折町放射能対策推進町民会議 事業報告		
11月8日	桑折町放射能対策推進町民会議視察研修 ・レナトス相馬ソーラーパーク ・福島第一原子力発電所	相馬市 外	役員35名
11月29日	放射能対策推進町民会議だより第36号発行 ・平成29年度視察研修を開催しました		
12月3日	原子力損害賠償に係る司法書士による個別相談会 (町及び町民会議共催)	桑折公民館 小日本間ほか	町民1名



(第7回桑折町放射能対策推進町民会議 総会)



(鈴木精一氏による講演会)



(説明に耳を傾ける参加者)



(第1原発廃炉作業状況を見守る参加者)



(ドーム屋根の設置状況)



## 「原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求」の回答について

去る3月22日に提出した要求書に対する回答が、4月20日に東京電力ホールディングス(株)よりありました。その内容は、次のとおりです。

これからも、原子力損害賠償や原発事故対策へ適切な対応を求め、今後も東京電力に対し継続して要求活動をしてまいります。



(林副代表より回答書を  
受け取る牧野副町長)



(東電から回答書の  
説明を受ける)

**1. 当町がこれまで賠償請求した、本件事故起因の事業に要した人件費等の行政経費及び事故によって生じた税収の減少分について、「中間指針はあくまで賠償範囲の最小限の基準に過ぎない」との認識に立ち、原発事故災害の原因者としてその責任において、賠償を確実、迅速に誠意を持って行うこと。**

(回答)

地方公共団体様への賠償につきましては、中間指針等を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めております。

弊社では、より迅速なお支払いにつながるよう平成29年7月より公共賠償関連組織を集約し公共補償センターを設立いたしました。新組織の下、過去のご請求内容を再整理し、お支払い可能な項目およびご事情を伺う項目について通知させていただきました。今後もいただいたご請求に対し、速やかに対応してまいります。

またこの度、貴町より承りました人件費等の行政経費、税収減につきましても、ご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいります。

**2. 町民が被ったすべての損害に対し、原発事故災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に誠意を持って行うとともに、損害が継続する間は被害者に対し誠実に対応すること。**

(回答)

弊社は、原子力損害賠償制度の枠組みの下で、中間指針等を踏まえ、損害を被られた方々への公正かつ迅速な賠償金のお支払いに取り組んでおります。

引き続き、被害を受けられた方々のご事情を丁寧にお伺いし、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、適切に対応させていただきます。

**3. 福島県内にある原子力発電所については、全て廃炉の決定をし、その考えを明示すること。**

(回答)

福島第一原子力発電所1号機から4号機につきましては、平成24年4月19日付け、5号機および6号機につきましては、平成26年1月31日付けで既に廃止しております。

福島第二原子力発電所につきましては、貴町をはじめ福島県内の自治体の多くの議会で、廃炉決議がなされている事は承知しており、弊社といたしましてもこれを大変重く受け止めております。

同発電所の扱いにつきましては、エネルギー政策の動向や環境対策、電源構成の在り方等、多岐にわたる総合判断が必要と考えており、現時点で判断時期をお答えできる状況にはございませんが、会社として大きな判断となりますことから、しっかりと検討を進めてまいります。

**4. 平成31年以降の農林業に係る損害賠償の継続検討事項については、関係者の意見を十分踏まえ決定するとともに、事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うなど関係者に過度の負担をかけないようにすること。**

(回答)

避難指示区域外における平成31年以降の農林業の風評賠償につきましては、昨年末にJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会(以下、「JAグループ協議会」)様と大枠で合意に至り、一部の項目については、引き続き詳細の協議・検討を行っております。なお、JAグループ協議会様以外の団体を通じてご請求いただいている方や個人でご請求いただいている方につきましては、JAグループ協議会様との合意内容を踏まえ、丁寧にご説明してまいります。

また、ご請求の手続きにつきましては、これまでもご請求者様のご意見等を踏まえ、迅速なお支払いに向けて請求書類の簡素化等に取り組んできてまいりましたが、今回頂戴したご要求も踏まえ、ご請求者様のご負担軽減につながるよう引き続き改善に努めてまいります。しかしながら、適切な賠償をさせていただく観点から証憑を確認する必要もございますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**5. 商工業等に係る営業損害の賠償にあたっては、損害が継続する間は、確実に継続するとともに、事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うなど関係者に過度の負担をかけないようにすること。**

(回答)

避難指示区域外の商工業者様に対する営業損害賠償につきましては、平成27年8月以降、弊社事故と相当因果関係が認められる損害を被られている方を対象に、将来にわたる賠償として直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償させていただいております。その後、やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、弊社事故との相当因果関係が認められる損害が、一括賠償額を超過したとのお申し出がある場合には、個別にご事情を丁寧にお伺いさせていただいたうえで、適切に対応させていただいております。

引き続き、個々にご請求者様のご事情を丁寧にお伺いし、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、適切に対応させていただきます。

また、弊社事故との相当因果関係の確認にあたりましては、ご請求者様にご提出いただいた請求書の記載内容や資料による確認に加え、直接お伺いしたご事情等も踏まえて、ご請求者様のご負担とならないよう配慮しつつ、適切に対応させていただきます。

**6. 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を継続して実施するとともに、将来にわたり消滅時効の援用しないよう明示すること。**

(回答)

いまだご請求いただいていない方に対しましては、引き続き、自治体様のご協力をいただきながら、ダイレクトメールの送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけ等を実施してまいります。

また、弊社といたしましては、平成25年12月に成立した消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、被害を受けられた方々に寄り添い賠償を貫徹してまいります。